

2026 年度

<法 学 部>
小 論 文 問 題

注 意 事 項

- 1 問題冊子は、監督者が「解答始め」の指示をするまで開いたり裏返したりしないこと。
- 2 問題冊子は全部で16ページ、解答用紙は全部で4枚、下書き用紙は1枚である。脱落のあった場合には申し出ること。
- 3 解答用紙の各ページ所定欄に、それぞれ受験番号（最後のページは、左右2箇所）、氏名を必ず記入すること。なお、解答用紙は上部で接着してあるので、はがさず解答すること。
- 4 解答は、すべて解答用紙の所定欄に記入すること。
- 5 解答は、「横書き」にすること。
- 6 解答以外のことを書いたときは、該当箇所の解答を無効とすることがある。
- 7 問題冊子の余白は下書きに使用してもよい。
- 8 問題冊子及び下書き用紙は持ち帰ること。

本試験問題の一部あるいは全部について、いかなる方法においても複写・複製など、著作権法上で規定された権利を侵害する行為を行うことは禁じられています。

(余 白)

第1問

次の文章を読んで、あとの問いに答えよ。ただし、図1と図2は省略している。

人間は、自分の立場を一度固めてしまうと、容易には説得されない。話し合いが決裂すれば、あとは強制的に相手を屈服させるしかないという立場もあるだろう。実際、政治学の教科書には、国境線をめぐる国家同士の領土紛争や、議会における多数派工作など、権力闘争のメカニズムが無数に描かれている。その行方を左右するのは多くの場合、権力資源や制度的な権限であって、当事者たちの主張の妥当性ではない。

だが、これらの例に見られるような権力政治が行われるには、何について意思決定を行うのがすでに決まっていることが前提となる。この意思決定の対象となる問題を、争点(アジェンダ)と呼ぶ。標準的な政治学の教科書では、次のような争点が重視されてきた。

多くの国では、経済政策と安全保障政策が最も重要な政治争点である。経済政策の場合、経済的な平等を重視し、福祉国家に基づく「大きな政府」を掲げる立場と、経済的な自由を重視し、市場競争に基づく「小さな政府」を目指す立場が対立する。安全保障政策については、軍備の縮小を主張する立場と、国防体制の充実を重視する立場がある。

これらの争点に対する態度に基づいて、政治的な右派と左派の対立軸が形成される。日本では、右派は「保守」、左派は「リベラル」と呼ばれている。両者の最も重要な対立軸は、憲法九条と日米安保条約を中心とする安全保障政策である。

経済政策や安全保障政策をめぐる争いが重要であることは、確かに間違いない。だが、考えてみれば少し不思議ではないだろうか。イーストンの言うように、政治が「社会に対する諸価値の権威的配分」を行う活動なのだとしたら、その範囲は本来、限りなく広い。いかなる宗教を信じるべきか、どのように子どもを教育するべきか、などと考え始めれば、争いの対象とならない現象など、ほとんどない。当然、男性と女性の地位の不平等も、そのような争いの種となるだろう。そうだとすれば、むしろ男女の不平等への取り組みをめぐる争点の方が、安全保障政策や経済政策をめぐる争点よりも重要だという考え方があってもいいのではないか。

通常、安全保障政策や経済政策をめぐる争点は、それが実際に重視されているという理由で、教科書に登場する。しかも、これらの争点は、政治エリートが重要だと考えている

だけでなく、一般市民の間でも重視されている。これに対して、男女の不平等は、重要な政治争点としてはこれまで認識されてこなかった。つまり、それは政治の中心的な問題だと思われてこなかったのである。

もう一步踏み込んでみよう。経済政策や安全保障政策をめぐる争点は、なぜ人々に重視されているのだろうか。なぜ、男女の不平等は争点として重視されてこなかったのだろうか。より一般的に言えば、争点はなぜ、争点として浮上するのだろうか。この問題について考える上では、新しい争点が浮上するメカニズムについて考えてみるとよい。政治学の教科書がジェンダーの概念を紹介する時、そこでは次のような記述が行われることが多い。

1970年代以降の世界では、脱物質主義的価値観が広まり、伝統的な左右対立には収まらない新たな争点が噴出している。まず、原子力をはじめとする科学技術の不確実性をどのように制御するのか、そして、二酸化炭素の排出にともなう気候変動などの環境問題にどのように対応していくのかという問題がある。さらには、フェミニズム運動によって伝統的な性別役割分業に対する異議申し立てが行われた結果、ジェンダーも争点として浮上している。また、移民の増加にともない、多文化主義も影響力を増した。逆に、移民の流入に対する反動として、近年ではヨーロッパを中心に極右政党が支持を伸ばし、大きな議論を呼んでいる。

これらの争点の多くは、社会問題の深刻化に対応する形で生じたものである。例えば、1970年代以降に環境問題が争点として浮上したことの背景には、原発事故の発生や地球温暖化の進行といった問題があった。移民をめぐる政治対立の激化も、途上国から先進国への移民や、内戦にともなう難民の発生による人の移動の増加に対応している。社会問題が深刻化することで新たな争点が生まれるというのは、一見すると自然なことにも思える。

だが、こうしたメカニズムは、ジェンダーに関しては当てはまらない。なぜなら、歴史的に見れば、昔の方が今に比べて男女の不平等は深刻だった。ところが興味深いことに、男女の平等化が進んだ現在の方が、その争点としての重要度は明らかに高くなっている。さらに、日本では、他の国々に比べて男女の不平等は争点として重視されてこなかったが、その程度は他の国々よりも深刻である。つまり、男女の不平等の深刻さは、その争点化とは結び付いていないのである。

男女の不平等の深刻さが、その争点化に結び付かなかった事実を確認するために、ここでは二つの簡単な指標を見てみたい。まずは、賃金格差である。図1では、OECDの労働市場統計に基づいて、日本における男女の賃金格差を六つの先進国と比較した。縦軸は、男性と女性の賃金の中央値（全体の分布の中央に位置する値）の格差を示している。この図を見ると、日本における男女の賃金格差は少しずつ改善傾向にあるものの、韓国を除くすべての国に比べて、依然として高い水準にあることが分かる。この格差は、女性の方が男性に比べて職位が低く、勤続年数が短いことに由来する。ここには、男女の不平等が歴然と示されている。

次に、ケア労働に関する男女格差の指標を見てみよう。ケアとは他者に対する世話を意味する概念であり、物理的な介助から精神的な援助まで幅広い活動を含む。家事・育児・介護など、家庭内のケア労働は、家族の構成員の生活を支える上では欠かすことのできないものであるが、金銭的な報酬をとまわらない無償労働として行われる。だが、対価をとまわらないからといって、ケア労働が有償労働に比べて楽だというわけではない。図2では、先ほどの7カ国について、国際社会調査プログラム（ISSP）の2012年調査のデータを用いて、各国における男性と女性の週当たりの家事労働時間の平均値を比較した。

この図を見ると、日本は他の国々に比べて、男性の家事労働時間が著しく短いことが分かる。逆に、女性の家事労働時間は、サンプルの中で最も長い。働く女性が、帰宅後に家庭において一人で家事や育児を強いられる「ワンオペ育児」という現象は、ケア労働が事実上の第二の勤務シフトとなっているという意味で、「セカンド・シフト」と呼ばれることもあるが、この男女間の不平等は、日本では他の国に比べて一層深刻だといえよう。

これら二つの指標を見ただけでも、日本で男女の不平等が争点化してこなかった理由を、男女の不平等の問題が深刻でなかったことに求めることはできないことが分かる。むしろ、問題の程度が深刻であったにもかかわらず、長らく争点化してこなかったという方が、実態に近い。だからこそ、男女の不平等が深刻なままで残存してきたのであろう。

問題の深刻さが争点を生むわけではないのだとすると、争点はどこから来るのだろうか。ここに、話し合いの持つ意味がある。

話し合いが全く行われない世界は、紛争に満ちたものになるに違いない。何かの社会問題に取り組む際、暴力に訴えることなく解決を目指すには、問題を具体的に指摘し、解決策を提示する人と、それに反対する人との間で、まずは何らかの話し合いが行われる。そして、話し合いが決裂すると、争点が生まれる。争点が生まれた後は、標準的な政治学の

教科書に出てくる様々な投票や交渉の仕組みを通じて、意思決定が行われる。だが争点の起源をたどっていけば、必ずどこかで、最初の話合いが行われていた時点にたどり着く。

このように、争点は話し合いから生まれる。ジェンダーが政治の争点として浮上したのも、それまでは黙っていた女性たちが、男性に対する異議申し立てを開始したからに他ならない。かつて、男女の不平等が今よりも一層深刻だった頃、それに不満を抱く女性たちは、沈黙を強いられていた。ところが、ある時期から、女性たちは沈黙を守るのをやめ、声を上げ始めた。

世界史的に見れば、19世紀半ばから20世紀前半にかけては、第一波フェミニズムが各国で隆盛し、女性の財産権や参政権を求める運動が行われた。1960年代になると、女性参政権の導入後もなお解消されない男性支配への異議申し立てとして、第二波フェミニズムが登場し、女性運動が新たな広がりを見せた。今日、ジェンダーが「新たな争点」として教科書で紹介されるのは、この第二波フェミニズムの成果である。日本の場合、1970年代に展開したウーマン・リブ運動が、人工妊娠中絶に制限を課す優生保護法改定への抗議行動などによって広く知られている。その後、国によっては1990年代に第三波フェミニズムが誕生し、近年は第四波フェミニズムの時代が到来しているとも言われる。

従って、「ジェンダーが新たな争点として浮上した」というフレーズの意味は、男性と女性とでは捉え方が異なる。女性にとっては、それまで長く耐え続けてきた抑圧に対して、声を上げ始めたことを意味する。男性にとっては、女性たちが突然声を上げ、それまで男性が享受していた様々な特権を奪い始めたことを意味する。①社会問題の悪化を通じて争点が生じるという意味で、ジェンダーを環境問題と同列に見るのは、実は男性的な発想なのである。

ここまで考えることで、マンスプレイニング（注）をはじめとする現象が、政治にいかなる影響を及ぼすかがはっきりするであろう。男性が一方的に話し続けることは、女性の発言の機会を奪う。それは、特定の争点に関して男性の意見が女性の意見に比べて採択されやすくなることを意味するだけではない。それを通じて、女性が争点を提起する機会自体が封じられてしまうことを意味するのである。

女性の発言が行われなくなれば、政治の争点は男性が関心を持つものに限定される。日本でも、選択的夫婦別姓の導入や、妊娠・出産に関わるリプロダクティブ・ヘルス/ライツ、家庭内暴力の防止など、多くの女性が関心を持っている問題に対して、一般に男性の関心は弱い。非正規雇用をめぐる問題は、それが女性の問題である間は争点化されなかつ

たが、2000年代に若年男性の非正規化が進んで始めて争点化した。教科書が紹介するような政治の争点も、基本的には男性が関心を持ちやすい争点に偏ってきたと考えられる。

とはいえ、疑問も残る。たとえ問題の争点化に成功したとしても、それだけで相手を説得できるわけではない。「日本はジェンダー平等な社会を目指すべきだ」と訴える声に対しては、必ず「伝統的な日本の家族を守ろう」という声上がり、「良妻賢母」の美德を説く反論が浮上するだろう。そして、最後は国会などの意思決定の場において、何らかの投票が行われることで決着がつくに違いない。そうだとすれば、結局のところ重要なのは話し合いではなく、投票であるようにも思える。この問題について考えるため、投票の仕組みについて考えておこう。

男女の不平等のような、従来は争点化してこなかった問題は、ともすれば重要ではない問題だと思われやすい。ところが、政治学の教科書を読んでいると、そうした争点化していない問題の方が、むしろ政治学が本来扱うべき重要な問題なのではないかと思えてくる時がある。例えば、次の学説は、様々な教科書において広く紹介されている。

権力には、三つの次元がある。多数決の行方を左右するなど、明示的な行動の変化をもたらす権力は、表面的な「一次元的権力」にすぎない。むしろ、多くの問題は、そもそも政治の争点になること自体を妨げられ、現状の変更が阻止されている。このような、問題の争点化を防ぐ権力は「二次元的権力」と呼ばれる。さらに、争点が完全に隠蔽されると、当事者すら問題の所在に気が付かなくなる。このような、現状に対する不満を抑制し、紛争自体を消滅させる権力を「三次元的権力」と呼ぶ。

この分類によれば、すでに政治の問題として認識され、様々な利害関係者が権力闘争を繰り広げている争点については、一次元的権力という、最も表面的な権力が観察されているにすぎない。それは、権力を握る集団が、問題の争点化を封じるのに失敗した事例である。このような問題をいくら追いかけて回しても、二次元的権力や三次元的権力の作用を知ることにはできない。権力者たちは、見えないところで、より強い権力を行使しているのかもしれない。何らかの工夫をすることで、こうした見えない権力の姿を明らかにするのは、政治学の重要な課題ではないだろうか。

ところが、教科書では、二次元的権力や三次元的権力がどのように働くのか、具体例が挙がることは少ない。むしろ、政治過程の様々な側面において、一次元的権力の作用を説

明する理論の解説がほとんどである。政治の現状を分析する政治学が、相対的に観察しやすい権力の作用に注目するのは、ある意味では仕方がない。だが、それは同時に、より強力な権力の働きを素通りしてしまうことを意味する。

これに対して、フェミニズム運動による男性支配の告発は、二次元的権力や三次元的権力に対する抵抗の試みであるといえよう。かつてであれば、多くの男性はもちろん、少なからぬ女性も、家庭や会社における男性支配を当たり前のこととして受け入れていた。その一方で、今日の世の中では、男性支配と女性の抑圧の現場に居合わせた女性や男性の中にも、それを政治による解決の必要な社会問題だと認識する人が増えている。こうして三次元的権力が打破されれば、争いの舞台は二次元的権力へと移行する。仮にジェンダーが主要な政治争点としては確立していないとしても、男女の不平等に対する広範な不満が存在すること自体は、今や誰にも否定できまい。

しかし、社会問題が政治争点となることは、何を変えるのか。争点の重要性を理解するには、投票の仕組みを知っておく必要がある。その仕組みは、単純に見えて、奥が深い。とりわけ、多数決という、誰もが知っている仕組みは、次のような問題を抱えている。

仮にA・B・Cの三人が、財政政策をめぐる投票を行うとする。選択肢は、財政赤字を許容する「財政赤字」、増税によって財政再建を目指す「増税」、支出の削減によって財政再建を目指す「支出削減」の三つである。三人の個人的な優先順位は、以下の通りとする。

	一位	二位	三位
A	財政赤字	増税	支出削減
B	支出削減	財政赤字	増税
C	増税	支出削減	財政赤字

全体の優先順位を決めるため、選択肢を二つずつ選び、それぞれのペアに関して多数決を行う。まず、増税と財政赤字のどちらを選ぶかについて多数決を行うと、AとBの賛成多数で財政赤字が選ばれる。次に、財政赤字と支出削減のどちらを選ぶかについて多数決を行うと、BとCの賛成多数で支出削減が選ばれる。最後に、支出削減と増税のどちらを選ぶかについて多数決を行うと、AとCの賛成多数で増税が選ばれ

る。このように、ある選択肢のペアに関する多数決の結果は、常に別のペアに関する多数決の結果によって覆される。つまり、それぞれの個人にとっての優先順位が決まっても、社会全体としての優先順位は決めることができない。

この問題は、18世紀フランスの数学者の名前を取って「コンドルセのパラドックス」とも呼ばれる。知的なパズルとして面白いだけでなく、政治学の問題としても興味深い。なぜなら、それは社会の多数派が確たる形では存在しないということを示すことを通じて、多数決に根本的な問題を突き付けているからである。争点は何であるかによって、従来の敵味方の構図はがらりと変わる以上、どのような意思決定も、常に覆され続ける。そして、何を多数決の争点とするかを多数決で決めようとするれば、同じ問題が生じる。

標準的な政治学の教科書では、政治制度や組織の機能を説明する際、このような投票のパラドックスを防ぐ側面が強調されてきた。例えば、議会における委員会制度のように、本会議で多数決の対象とする議題をコントロールする制度は、あらかじめ争点の範囲を絞り込み、投票のパラドックスが生じるのを防ぐ。あるいは、政党のような組織は、党の所属議員に対して党議拘束をかけることで、議員が一致協力して投票できるようにしている。こうして、政治に秩序が生まれると考えるのである。

しかし、このような解説は、現状の政治秩序に対して肯定的な立場からの発想である点に注意しておきたい。本来、投票のパラドックスという考え方には、一見すると多数派の支配が行われている社会で、何らかの「独裁者」が争点を操作していることを示唆する意味もあった。フェミニズム運動のように、男性支配に対する異議申し立てを行い、現状を覆すことを目的にする立場から見れば、②争点の範囲を限定する政治制度は、男性支配を維持する役割を果たしているのである。

(出典：前田健太郎『女性のいない民主主義』岩波書店、2019年。ただし、引用に当たって一部の表記を省略し、一部を変更した。)

※以下の注は、出題に際して付加したものである。

(注) マンスプレイニング——女性が説明を求めているわけでもないのに男性が上から目線で説明すること。

問 1

どうして下線部①のように言うことができるのか、筆者の見解を400字程度で説明せよ。

(配点 75点)

問 2

どうして下線部②のように言うことができるのか、筆者の見解を400字程度で説明せよ。

(配点 75点)

第2問

次の文章を読んで、あとの問いに答えよ。

自由な表現がない民主制を構想するのは難しい。民主制を、私たちのことは私たち自身が議論し決める制度と理解する限り、自由に表現できる空間の保障は不可欠だからである。もっとも、代表民主制の下では実際に物事を決めるのは代表であるから、代表にさえ自由な言論を認めていれば足りるという考え方もありうる。しかし、代表の正統性は通常は選挙によって担保されており、選挙の前提として代表の人物や政策の是非を議論する必要がある。また、一旦代表が選ばれるやいなや、国民が自由に議論をできないとなると、国民は代表の「奴隷」(J・J・ルソーの言葉)となってしまう。通常政治的決定を行うのは代表であるとしても、代表が決めるのは私たち国民についての事柄である以上、国民には常に自由に議論できる機会が与えられる必要がある。

この民主制による自由な表現の正当化は、歴史的な産物でもある。近代の民主制は、フランスがそうであるように、身分制を打破したところに生まれた。この身分制を打破する上でデモス(民衆)を突き動かしたのが、体制批判を可能にした言論の屈強さであった。日本の明治維新の場合、フランスほどには身分制の打破を徹底できなかったが、それでも大日本帝国憲法には「言論著作印行集会及結社ノ自由ヲ有ス」との規定が入った。しかし、戦前の言論の自由には「法律の留保」が付いていたこともあって、治安維持法、新聞紙法、出版法などの法律の下で、体制を批判する言論は広く取り締まられた。その反省から、戦後の新たな民主的憲法の下では表現の自由を定めた。この自由は「公共の福祉」による制約には服するものの、単に法律の定めがあることをもって侵しえない自由へと格上げされた。

しかし、戦後日本における表現の自由の保障は、決して十分ではなかった。表現の自由を保障する上で立法と行政の活動は重要であるが、その活動を法的・社会的にモニタリングする裁判所とメディアの役割は、それ以上に重要である。しかし第一に、その裁判所が、表現の自由の保障に積極的ではなかった。むしろ裁判所も、表向きは表現の自由の重要性を説いてきた。だが、真実は、表現の自由を制約する立法や行政活動に対しては、アメリカで見られるような厳格な審査を行うことはほとんどなかった。表現の自由を理由として法令を違憲無効としたケースが皆無であったことが、そのことを裏づけている。法の番人たる裁判所が表現の自由を厚く保障しない中で、民主制が活気を呈することは困難であった。

第二に、国民の意見の媒体となって、知る権利を実質化するはずのメディアが、権力を監視する役割を十分に果たしてこなかった。アレクシ・ド・トクヴィルは、1831年にアメリカを旅した際に、人民主権と出版の自由が切り離しえないものとして存在している様子を目撃した。当時のフランスの新聞の権力が、同じ場所、同じ人々の手に集中していたのとは対照的に、アメリカの新聞は数が多いため、「ありとあらゆるやり方で政府を攻撃し、また擁護」している。これと比較すると、戦後日本の新聞・テレビは、フランスに近い状況にあった。権力の集中もそうだが、記者クラブの存在に象徴されるように、メディアと権力との距離が近かった。その証拠に、世界報道自由度ランキングにおいて日本は、先進国の中では常に低い位置を占めている。

このように、司法とメディアが役割を十分に果たしてこなかった中で、インターネットに代表される情報技術革命は到来した。この革命は、人々に新しい表現空間を与えることで、民主主義をより実質的なものへと推し進めるはずであった。この点、新聞やテレビなどの伝統メディアは、国民の意見の媒体となるといっても、紙面や電波の有限性から、実際には一部の人の意見しか発信できていなかった。デジタル空間の登場により、誰もが自分の意見を容易に発信できるようになった結果、これまで注目されることのなかった人々の声が、民主制に反映されることが可能になった。実際、SNSなどを通じて、遠い国の人々の生の声を私たちは瞬時に把握することができる。これは人類史上、画期的な出来事である。

ところが、インターネット上の表現は、民主主義を推し進めるどころか、かえってそれを傷つける事態を引き起こしてきた。その典型がヘイトスピーチである。特定の人種、民族などに基づいて、個人や集団に対する憎悪を表明したり、暴力を奨励したりする言論が、公共空間でみられるようになった。これらの言論は、むしろデジタル空間の誕生以前から私的言論として存在してきた。しかし、差別発言を仲間内で行うのと、インターネット空間で行うのでは訳が違う。後者の場合、そのヘイトスピーチは不特定多数に向けられているから、実際にその言論に接し、傷つく人たちが出てくる。嫌なら見なければ良いという声も聞かれるが、インターネットの表現空間に自己実現を依存している人には、それは無理な相談である。

もちろん、そのヘイトスピーチも国民の声であるから、規制ではなく、言論で対抗すべきという考えはありうる。しかし、言論に言論で対抗することが可能であるためには、その人が民主社会の平等な構成員と認められていることが大前提である。人種や民族のような属性に基づいて否定されては、その人が何を言ったところで、「でも、あなたは

……でしょ」と一蹴されて終わってしまう。これは民主主義よりも、その人の属性ゆえに対話を許さない点で一種の身分制に近い。このことを踏まえると、例えばドイツのようにナチスのプロパガンダの流布や、人種・宗教・民族への憎悪を煽動する表現を禁止することにも十分な理由がある。

とはいえ、ヘイトスピーチを法律で規制することには別の問題がある。第一に、何がヘイトスピーチに当たるかを巡って、恣意的な規制の可能性はある。これは、①ヘイトスピーチではないものを規制する可能性（過大包摂）と、②ヘイトスピーチに当たるものを余すことなく規制することに失敗する可能性（過小包摂）に分けられる。①の困難は、ヘイトスピーチか否かの明確な境界性がないところにある。これは刑法で規制する侮辱罪（231条）にも当てはまるが、何がヘイトに当たるかは、その言葉が発せられた状況や受け止め方、発言者の主観的意図にも左右される。日本の最高裁は、大阪市ヘイトスピーチ条例の文言を解釈して、「過激で悪質性の高い差別的言動」に限定して規制を容認しているが、何がそれに当たるかの判断は法適用者によって区々となる事態は避けられない。

難しいのは、②の過小包摂の問題である。例えば、先の大阪市ヘイトスピーチ条例は、人種若しくは民族に属する者に対する憎悪の言論を規制の対象としている。裏を返すと、宗教、性別、性的指向に基づく憎悪の言論は規制の対象にならない。その何が問題かといえば、特定の 카테고리に関する発言の一部を禁止しながら、他の発言を許容することは、特定の観点を優遇することになり、観点差別となるからである。一般に、表現の自由の規制は、観点や主題の内容に基づく規制と、内容に中立な規制に分かれる。内容に基づく規制は、自律を正面から否定することになるため原則として認められないのに対して、時・場所・方法のような内容に中立な規制は、別の機会に表現することは妨げられないから、規制が認められる可能性が大きくなる。この考え方を前提にすると、人種・民族のみを理由とするヘイトスピーチ規制は、観点差別となる可能性がある。

さらに問題はその先にある。一体、民主主義には自由な表現が必要と私たちが言うとき、そこでいう民主主義とは何を想定しているのか。この点、憲法学では従来、民主主義を代表制との関係で捉える議論が有力であった。代表制は、本質的に多数決主義からくる限界を有しており、隔離され孤立した少数者の声を適正に民主制に反映することができない。そこで、彼らの声を民主制に適正に反映するために、裁判所が表現の自由をはじめとする少数者の権利を厚く保障する必要があるという。代表制強化論（J・H・イリィ）と呼ばれるこの議論は、個人の権利保障に熱心だった1960年代アメリカの司法積極主義を擁護する議論として登場し、今日に至るまで相当の説得力を有している。この議論からすれ

ば、ヘイトスピーチ規制は、少数者を保護するために代表者が制定した立法であるから、憲法に違反しないと結論になりそうである。

しかし、この議論はあくまで代表制を補完する議論にすぎず、その意味では多数派の優位を前提としている。代表制強化論において少数者は代表を強化するための手段的な存在に過ぎないため、多数派優位の既存秩序は揺るがない。だが、憲法の目指した民主主義とは本当にそのような既存の体制を前提としたものだったのだろうか。もしジャック・ランシエールが言うように、民主主義とは、言葉を持たざるものによる既存秩序に対する他者の不合意の運動のことを指すものだったとしたらどうか。平等の論理を基軸とするこの民主主義観は、異議申し立てにより既存秩序を揺るがす点にその本質を見ている。この意味での民主主義を表現の自由が保障しようとしているなら、私たちが守るべき表現の自由のあり方は、今のそれとは随分と違ってくるはずである。

今日我々が情報社会に直面する中で本来問われるべきは、まさにこの民主主義観の違いである。情報技術革命とは一体何のための革命だろうか。それは既存秩序の維持・強化を目的としたものか、それとも言葉を持たざるものに異議申し立てをする空間を提供しようとするものか。もし後者だったとすれば、私たちはヘイトスピーチの害悪や規制の是非を論じる前に、ヘイトスピーチを通じて公的空間に登場してきた人々の生き方にまずは目を向ける必要がある。それはヘイトの対象となっている人々だけでなく、ヘイトスピーチに従事する人々についてもそうである。ヘイトスピーチはそれだけを取り出してみれば悪質な言論であるが、その言論はその人たちの生き方に根差しており、その生き方自体は価値がある可能性がある。

例えば、近年アメリカでは反知性主義（R・ホーフスタッターの言葉）が一世を風靡^{ふうび}しており、特定の人種や移民に対するヘイトスピーチが目立っている。これらが道徳的に悪質な言論であることは間違いないが、そうした言論の背景には、学歴も収入も低いけれどもその社会で懸命に生きている人々が、正当に報われていないことに対する不満がある。その場合、悪質な言論はその人の価値ある生の一部であり、その言論の否定は、その人の価値ある生を全体として否定することにもつながる。もちろん、真に悪質な言論に対しては規制が必要であるが、こうした言論の背景に目を向けることなく、それを規制するだけでは、言葉を持たずに生きてきた者による不平等の訴えを封じることになる。むしろ、自由な言論の結果としてアメリカでその後起きたことは、権力者が国家を私物化する事態であったように見える。しかし、それは代表制の限界であって、民主主義の限界ではない。アメリカのデモクラシーの未来は、この私物化される事態に対して、言葉を持たざる

人々がいかに不都合の声を言葉として聞かせられるかにかかっている。

このように、①民主主義をいかなるものと理解するかによって、表現の自由の意味合いは変わってくる。 言葉を話さない人たちが、実は言葉を持つ存在であることを認めさせるのが民主主義なのだとすれば、これまで公共空間で発言する資格を持たなかった人々の声は安易に否定されてはならない。治者と被治者の同一性を真の意味で実現しようとするれば、治者と被治者の分類を破壊して、統治し統治されるという相補性を実現することが不可欠である。自由な表現は、代表制にとって必要であるとともに、その破壊にとっても必要なのである。

以上の民主主義の理解を踏まえて、自己実現の価値を再考してみたい。従来、この自己実現は、「人間の本来の目的は、人間としての人格と可能性を実現することにある」とする西洋思想の考えが前提にあると説明されてきた。すなわち、人間は理性と感情を通じて自己の意味と居場所を見出すから、全ての人に自己の信念と意見を表明する自由が認められなければならない。この説明は、自由市場や民主主義の論理と比べると、個人的な価値を捉えやすい点に利点がある。例えば、文学や芸術といった、一見すると民主主義からは距離の遠そうな私的な言論の価値を難なく捉えることができる。

しかし、情報技術革命によって誰もが表現することが可能になったいま、この議論は、私的言論が私的なままに公共空間を占領する事態を可能にしている。今や人々は自己実現の名の下に自己の言論を権力化することに成功し、その結果、表現の自由が、国家権力による抑圧への対抗手段ではなく、むしろ権力によって糾弾される弱い立場にいる者の自由と権利を^{おとし} 貶める手段と化している。これは近代憲法が守ろうとしてきた価値を根底から傷つけるものである。なぜなら、憲法は、権力者ではなく、権力によって糾弾される者の価値を^{まも} 護るために生まれたからである。

その一例として、自力救済の禁止の価値が挙げられる。近代憲法は、公権力の力を借りずに自らの力で権利を実現することを原則禁止している。なぜなら、それでは力の強い者の正義が法としてまかり通る世界となり、適正手続に^{のっと} 則った正義が没却されてしまうからである。以前に、ある古書店が万引き犯人に対し、商品を返却しないと防犯カメラ画像を公開すると警告したことがあった。古書店は被害者であるから公開して当然と思いたくなるが、それを認めると自救行為への扉を開くことになる。画像の取り違いで犯人を誤認したり、犯人が子どもだったりした場合に、取り返しのつかない結果となる。そうならないために、警察は加害者の人権に配慮しつつ、適正手続に則って犯人検挙を行っている。

近年、話題になった私人逮捕系YouTuberの活動にも同じことが言える。私人逮捕系コ

ンテンツとは、現行犯逮捕は私人でも法律上可能であることを利用して、私人が被疑者を追及していく様子を動画に収めたものである。これは一見すると「世直し」という公的な価値を実現するようであるが、ここでは法が私人による現行犯逮捕を認めたのは極めて例外であることが看過されている。本来、逮捕とは裁判官の令状をもって司法官憲が行うのが原則で、現行犯逮捕は犯人と犯罪の明白性ゆえに例外的に私人にも認められたにすぎない。ところが、私人逮捕系コンテンツはその原則と例外を逆転し、適正手続の価値との衡量の結果ギリギリのラインで正当化されたこの制度を、商用コンテンツとして消費している。その結果、被疑者のプライバシーや名誉を初めとする適正手続（憲法31条）の保障が犠牲にされている。

この事例に限らず、情報社会において私的言論が権力性を帯びた結果、公共的価値を侵蝕する事態が頻発している。こうした私的な言論の背景には、所詮「悪者」には人権はないという思考が透けて見える。しかし、近代憲法の思想は、まさにその「悪者」に人権を保障するところから始まった。その人が法的非難に値するかどうかは、適正手続を経て初めて決まる。そのために、法は幾重にも重なる手続を保障し、被疑者・被告人に意見を陳述する機会を与えている。それは悪者であろうとなかろうと、言葉を持たざるものを、この社会に生まないための知恵である。私人が表現活動を通じて国家に勝るとも劣らない権力を担うことが可能になったいま、声が奪われている人々の自由をどう守っていくことができるのか、ここでは問われている。

その意味で、② 従来の自己実現論は、私的な言論（自己実現）を公的な言論（自己統治）へと架橋できていなかったところに問題があった。 ‘The personal is political’（個人的なことは政治的なこと）という、自己実現を自己統治につなぐ契機を欠いてきたのである。これは憲法学が、権力からの自由を守りたいがために、personalな価値をpoliticalなものから切り離して理解してきたところにも原因がある。しかし、私人が表現を通じて権力性を持つことが可能になったいま、それをpersonalな価値におしとどめることは、公共的価値を毀損することになる。

それを喰い止めるためには、自己実現の自己の内には「持たざるもの」が不可避免的に内包されていることを自覚し、それをpoliticalな次元へと接続することが必要である。私的領域が他者の言葉を抑圧する装置とならないように、自己実現の価値を自己統治と接続可能なように鍛え直す必要がある。憲法が「自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない」（12条）とした趣旨は、まさにそのことを説いたものにほかならない。

言葉を持つものと持たざるもの、この二分法が今日の社会を大きく規定しているとすれば、自由な表現の存在意義は、持たざるものに言葉を与えることにある。本稿は、このことを表現の自由の保障根拠に照らして確認してきた。持たざるものが言葉を持つ存在と認められなければ、彼らは自由とは言えない。表現しない状態を消極的表現の自由と呼ぶことができるのは、表現する選択を有しているものだけである。表現の自由の価値は、持つものにとっては極めて軽い、持たざるものにとっては限りなく重いのである。

(出典：江藤祥平「表現の自由の耐えられない軽さと重さ」『現代思想』53巻6号、2025年、青土社。ただし、引用にあたって一部の表記を省略し、一部を変更した。)

問1

下線部①について、近時のヘイトスピーチ問題を例として、筆者がいう民主主義の理解の違いを明らかにしながら、その違いに応じて表現の自由がどのように位置づけられるか、400字程度で説明せよ。

(配点 70点)

問2

下線部②で、筆者は何が問題であると考えているか、500字程度で説明せよ。

(配点 80点)